

議案第 4 号

琴浦町下水道事業審議会条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町下水道事業審議会条例を制定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本会議の議決を求める。

令和 4 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町下水道事業審議会条例

(趣旨)

第1条 琴浦町下水道事業(以下「下水道事業」という。)の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、琴浦町下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 下水道事業の使用料に関すること。
- (2) 下水道受益者負担金及び分担金に関すること。
- (3) 下水道事業の管理運営に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道の利用者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての審議会は、町長が招集する。
- 3 審議会の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 審議会は、原則として公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(琴浦町附属機関条例の一部改正)

第2条 琴浦町附属機関条例(令和2年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	

水道事業等評価委員会	町の水道事業の活動に応じた経営、建設事業、水道料金等の評価に関する事項	水道事業等評価委員会	町の水道事業の活動に応じた経営、建設事業、水道料金等の評価に関する事項
下水道事業審議会	琴浦町下水道事業審議会条例(令和4年琴浦町条例第号)第2条各号に規定する事項		